

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>II 保険監督上の評価項目</p> <p>II-1 経営管理</p> <p>II-1-2 主な着眼点 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取締役及び取締役会 ①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 取締役会において選任する保険計理人については、当該保険計理人(選任しようとする者を含む。)が規則第78条に規定する要件に該当する者であることに加え、社団法人日本アクチュアリー会(以下「アクチュアリー会」という。)において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、保険計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 総代会 ① (略)</p> <p>② 総代会 (略)</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 総代会における剰余金処分の決議の際には、法第58条第2項に基づき定款に定める社員配当比率の下限及び実際の社員配当比率と、各社</p>	<p>II 保険監督上の評価項目</p> <p>II-1 経営管理</p> <p>II-1-2 主な着眼点 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取締役及び取締役会 ①～⑨ (同左)</p> <p>⑩ 取締役会において選任する保険計理人については、当該保険計理人(選任しようとする者を含む。)が<u>保険業法施行規則</u>(以下「規則」という。)第78条に規定する要件に該当する者であることに加え、社団法人日本アクチュアリー会(以下「アクチュアリー会」という。)において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、保険計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。</p> <p>⑪ (同左)</p> <p>(3)～(7) (同左)</p> <p>(8) 総代会 ① (同左)</p> <p>② 総代会 (同左)</p> <p>i) (同左)</p> <p>ii) 総代会における剰余金処分の決議の際には、<u>法第55条の2</u>第2項に基づき定款に定める社員配当比率の下限及び実際の社員配当比率と、</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>の資本基盤の充実のための方策との関係について説明が行われていること。</p> <p>iii) ~ vi) (略)</p> <p>③契約者懇談会等</p> <p>i) ~ v) (略)</p> <p>(注) 保険会社が委員会等設置会社である場合には、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。</p> <p>II - 2 財務の健全性</p> <p>II - 2 - 1 責任準備金等の積立の適切性</p> <p>II - 2 - 1 - 4 経理処理</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 価格変動準備金の取崩し</p> <p>① (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(イ) 規則第63条において準用する規則第26条第1項に規定する積立勘定を設けている場合における、当該勘定内の価格変動準備金対象資産について、当該勘定において把握される法第115条第2項</p>	<p>各社の資本基盤の充実のための方策との関係について説明が行われていること。</p> <p>iii) ~ vi) (同左)</p> <p>③契約者懇談会等</p> <p>i) ~ v) (同左)</p> <p>(注) 保険会社が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。</p> <p>II - 2 財務の健全性</p> <p>II - 2 - 1 責任準備金等の積立の適切性</p> <p>II - 2 - 1 - 4 経理処理</p> <p>(同左)</p> <p>(1) ~ (5) (同左)</p> <p>(6) 価格変動準備金の取崩し</p> <p>① (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>(イ) 規則第63条において準用する規則第30条の3第1項に規定する積立勘定を設けている場合における、当該勘定内の価格変動準備金対象資産について、当該勘定において把握される法第115条第</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>に規定する株式等の売買等による利益の額から同項に規定する株式等の売買等による損失の額を控除した額</p> <p>(口) (略)</p> <p>口～ハ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(12) 出再責任準備金の開示</p> <p>規則別紙様式第12号、第12号の2、第15号及び第15号の2に規定する出再責任準備金の金額の注記にあたっては、保険料積立金及び未経過保険料並びに払戻積立金の計算上差し引かれた再保険に付した部分(以下「出再部分」という。)に相当する金額を注記するものとする。</p> <p>この場合において、出再部分を控除した計数を基に未経過保険料を計算しており、かつ、出再部分に相当する未経過保険料(以下「出再未経過保険料」という。)の把握が困難な場合は、次の算式により計算した金額を出再未経過保険料の金額として注記することができること。</p> $\text{出再未経過保険料} = \text{出再正味保険料} \times \text{未経過保険料} / \text{正味収入保険料}$ <p>ただし、一般に公正妥当と認められる会計基準に照らし、より合理的かつ妥当な計算方法がある場合には、上記算式にかかわらず、当該計算方法により計算した金額を出再未経過保険料の金額として注記することができること。</p> <p>(13)～(17) (略)</p> <p>(18) 船主責任相互保険組合関係</p> <p>① 再保険契約の責任準備金</p> <p>船主相互保険組合法施行規則第15条第4号に規定する「組合の経営の健全性を損なうおそれがない者」とは、たとえば、次に該当する外国</p>	<p>2項に規定する株式等の売買等による利益の額から同項に規定する株式等の売買等による損失の額を控除した額</p> <p>(口) (同左)</p> <p>口～ハ (同左)</p> <p>②～③ (同左)</p> <p>(7)～(11) (同左)</p> <p>(12) 出再責任準備金の開示</p> <p>規則別紙様式第7号、第7号の2、第12号及び第12号の2に規定する出再責任準備金の金額の注記にあたっては、保険料積立金及び未経過保険料並びに払戻積立金の計算上差し引かれた再保険に付した部分(以下「出再部分」という。)に相当する金額を注記するものとする。</p> <p>この場合において、出再部分を控除した計数を基に未経過保険料を計算しており、かつ、出再部分に相当する未経過保険料(以下「出再未経過保険料」という。)の把握が困難な場合は、次の算式により計算した金額を出再未経過保険料の金額として注記することができること。</p> $\text{出再未経過保険料} = \text{出再正味保険料} \times \text{未経過保険料} / \text{正味収入保険料}$ <p>ただし、一般に公正妥当と認められる会計基準に照らし、より合理的かつ妥当な計算方法がある場合には、上記算式にかかわらず、当該計算方法により計算した金額を出再未経過保険料の金額として注記することができること。</p> <p>(13)～(17) (同左)</p> <p>(18) 船主責任相互保険組合関係</p> <p>① 再保険契約の責任準備金</p> <p>船主相互保険組合法施行規則第51条第4号に規定する「組合の経営の健全性を損なうおそれがない者」とは、たとえば、次に該当する外国</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>保険業者をいう。</p> <p>Ⅱ－２－４ 生命保険会社の区分<u>計理</u>の明確化</p> <p>Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点 (略) (１)～(３) (略) (４) 負債・<u>資本</u>の配賦方法 ① (略) ② 全社区分への配賦 <u>資本の部(未処分利益・未処分剰余金、土地再評価差額金、株式等評価差額金を除く。)</u>、価格変動準備金、危険準備金、その他商品区分に配賦されない負債を配賦する。</p> <p>Ⅱ－２－９ 資産運用リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ－２－９－２ 主な着眼点 (１)～(３) (略) (４) 資産の自己査定のあり方 ①～② (略) ③ 自己査定基準の策定に当たっては、<u>商法</u>等関係法令に準拠し、経営陣の積極的な関与の下で正式の社内手続を経て、文書により規定化されているか。資産査定の具体的な基準、自己査定の実施部門が明記されているか。</p>	<p>保険業者をいう。</p> <p>Ⅱ－２－４ 生命保険会社の区分<u>経理</u>の明確化</p> <p>Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点 (同左) (１)～(３) (同左) (４) 負債・<u>純資産</u>の配賦方法 ① (同左) ② 全社区分への配賦 <u>純資産の部(繰越利益剰余金・未処分剰余金、評価・換算差額等を除く。)</u>、価格変動準備金、危険準備金、その他商品区分に配賦されない負債を配賦する。</p> <p>Ⅱ－２－９ 資産運用リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ－２－９－２ 主な着眼点 (１)～(３) (同左) (４) 資産の自己査定のあり方 ①～② (同左) ③ 自己査定基準の策定に当たっては、<u>会社法</u>(平成17年法律第86号)等関係法令に準拠し、経営陣の積極的な関与の下で正式の社内手続を経て、文書により規定化されているか。資産査定の具体的な基準、自己査定の実</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>基準の合理性、明確性について説明が可能か。</p> <p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－３ 保険募集態勢</p> <p>Ⅱ－３－３－２ 生命保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(１) (略)</p> <p>(２) 法第３００条第１項第１号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>イ.「契約概要」の項目</p> <p>    a～n (略)</p> <p>    o. 上記kからnの項目のほか、<u>保険業法施行規則</u>第５３条第１項第５号及び同条同項第６号に規定する書面を参照すること</p> <p>    k～l (略)</p> <p>ロ. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(３)～(６) (略)</p> <p>(７) 法第３００条第１項第９号関係</p> <p>    ①～③ (略)</p> <p>    ④<u>規則</u>第２３４条第１項第１１号関係</p> <p>        規則第２３４条第１項第１１号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という）第１０条、第１１条及び第１２条並びに金融分野にお</p>	<p>施部門が明記されているか。基準の合理性、明確性について説明が可能か。</p> <p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－３ 保険募集態勢</p> <p>Ⅱ－３－３－２ 生命保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(１) (同左)</p> <p>(２) 法第３００条第１項第１号関係</p> <p>① (同左)</p> <p>② (同左)</p> <p>イ.「契約概要」の項目</p> <p>    a～n (同左)</p> <p>    o. 上記kからnの項目のほか、<u>規則</u>第５３条第１項第５号及び同条同項第６号に規定する書面を参照すること</p> <p>    k～l (同左)</p> <p>ロ. (同左)</p> <p>③ (同左)</p> <p>(３)～(６) (同左)</p> <p>(７) 法第３００条第１項第９号関係</p> <p>    ①～③ (同左)</p> <p>    ④<u>規則</u>第２３４条第１項第１６号関係</p> <p>        規則第２３４条第１項第１６号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という）第１０条、第１１条及び第１２条並びに金融分野にお</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ける個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添２の規定に基づく措置とする。</p> <p>⑤規則第２３４条第１項第１２号関係 規則第２３４条第１項第１２号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第６条第１項各号に列挙する場合をいう。</p> <p>Ⅱ－３－３－６ 損害保険契約の締結及び保険募集 （１）（略） （２）法第３００条第１項第１号関係 ①（略） ②（略） イ。「契約概要」の項目 a～n（略） o. 上記kからnの項目のほか、<u>保険業法施行規則第５３条第１項第５号</u>及び同条同項第６号に規定する書面を参照すること k～l（略） ロ.（略） ③（略） （３）～（９）（略） （１０）規則第２３４条第１項第１１号関係 規則第２３４条第１項第１１号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、保護法ガイドライン第１０条、第１１条及び第１２条並びに実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添２の規定に基づく措置とする。</p>	<p>ける個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添２の規定に基づく措置とする。</p> <p>⑤規則第２３４条第１項第１７号関係 規則第２３４条第１項第１７号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第６条第１項各号に列挙する場合をいう。</p> <p>Ⅱ－３－３－６ 損害保険契約の締結及び保険募集 （１）（同左） （２）法第３００条第１項第１号関係 ①（同左） ②（同左） イ。「契約概要」の項目 a～n（同左） o. 上記kからnの項目のほか、<u>規則第５３条第１項第５号</u>及び同条同項第６号に規定する書面を参照すること k～l（同左） ロ.（同左） ③（同左） （３）～（９）（同左） （１０）規則第２３４条第１項第１６号関係 規則第２３４条第１項第１６号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、保護法ガイドライン第１０条、第１１条及び第１２条並びに実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添２の規定に基づく措置とする。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(11) 規則第234条第1項第12号関係            規則第234条第1項第12号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</p> <p>II-3-3-9 銀行等に対する保険募集の委託</p> <p>II-3-3-9-2 非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い</p> <p>① 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開金融情報（規則第211条第2項第1号イに規定する非公開金融情報をいう。以下同じ。）を保険募集に係る業務に利用する場合には、例えば以下の方法のような適切な方法により事前に顧客の同意を得るための措置を講じているか。            イ～ニ（略）</p> <p>② 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開保険情報（規則第211条第2項第1号ロに規定する非公開保険情報をいう。以下同じ。）を資金の貸付け等の保険募集に係る業務以外の業務に利用する場合には、例えば①イからニまでに掲げる方法に準じた適切な方法により事前に顧客の同意を得るための措置を講じているか。</p> <p>II-3-3-9-4 銀行等保険募集制限先の確認等</p> <p>① 銀行等は、銀行等保険募集制限先等（規則第211条第3項第1号柱書に規定する銀行等生命保険募集制限先、規則第211条の2第3項第1号柱書に規定する銀行等損害保険募集制限先又は規則第211条の3第3項第1号柱書に規定する銀行等保険募集制限先をいう。以下同じ。）を保険契</p>	<p>(11) 規則第234条第1項第17号関係            規則第234条第1項第17号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</p> <p>II-3-3-9 銀行等に対する保険募集の委託</p> <p>II-3-3-9-2 非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い</p> <p>① 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開金融情報（規則第212条第2項第1号イに規定する非公開金融情報をいう。以下同じ。）を保険募集に係る業務に利用する場合には、例えば以下の方法のような適切な方法により事前に顧客の同意を得るための措置を講じているか。            イ～ニ（同左）</p> <p>② 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開保険情報（規則第212条第2項第1号ロに規定する非公開保険情報をいう。以下同じ。）を資金の貸付け等の保険募集に係る業務以外の業務に利用する場合には、例えば①イからニまでに掲げる方法に準じた適切な方法により事前に顧客の同意を得るための措置を講じているか。</p> <p>II-3-3-9-4 銀行等保険募集制限先の確認等</p> <p>① 銀行等は、銀行等保険募集制限先等（規則第212条第3項第1号柱書に規定する銀行等生命保険募集制限先、規則第212条の2第3項第1号柱書に規定する銀行等損害保険募集制限先又は規則第212条の5第3項第1号柱書に規定する銀行等保険募集制限先をいう。以下同じ。）を保険契</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>約者又は被保険者とする保険契約（規則第211条第1項第1号から第3号まで又は規則第211条の2第1項第1号から第5号までに掲げるもの及び既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改（保険金額その他の給付の内容の拡充（当該保険契約の目的物の価値の増加その他これに準ずる事情に基づくものを除く。）又は保険期間の延長を含むものを除き、再更改を含む。）を除く。）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するため、以下の措置を講じているか。</p> <p>Ⅱ－3－3－9－5 規則第211条の2第3項第1号関係 規則第211条の2第3項第1号に規定する「保険の目的物の価値の増加その他これに類する事情」には、例えば、次に掲げるものが含まれる。</p> <p>Ⅱ－3－5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ－3－5－1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ－3－5－1－2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等 （1）～（3） （略） （4） 規則第53条第1項第4号に規定する「被保険者のために積み立てられている額」には、規則第10条第三号に規定する契約者価額の計算の基礎とする額並びに第28条第1項第1号（社員配当準備金）、同第70条第1項第1号口（未経過保険料）、第3号（払戻積立金）及び第4号（契約者配当準備金等）等が含まれる。 （5）～（10） （略）</p>	<p>約者又は被保険者とする保険契約（規則第212条第1項第1号から第3号まで又は規則第212条の2第1項第1号から第5号までに掲げるもの及び既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改（保険金額その他の給付の内容の拡充（当該保険契約の目的物の価値の増加その他これに準ずる事情に基づくものを除く。）又は保険期間の延長を含むものを除き、再更改を含む。）を除く。）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するため、以下の措置を講じているか。</p> <p>Ⅱ－3－3－9－5 規則第212条の2第3項第1号関係 規則第212条の2第3項第1号に規定する「保険の目的物の価値の増加その他これに類する事情」には、例えば、次に掲げるものが含まれる。</p> <p>Ⅱ－3－5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ－3－5－1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ－3－5－1－2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等 （1）～（3） （同左） （4） 規則第53条第1項第4号に規定する「被保険者のために積み立てられている額」には、規則第10条第3号に規定する契約者価額の計算の基礎とする額並びに規則第30条の5第1項第1号（社員配当準備金）、規則第70条第1項第1号口（未経過保険料）、第3号（払戻積立金）及び第4号（契約者配当準備金等）等が含まれる。 （5）～（10） （同左）</p>



保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(11) <u>保険業法施行規則</u>第53条の4に掲げる書面には、適正な保険募集を確保する観点から、以下の内容についての記載が含まれる必要がある。</p> <p>Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1 生命保険募集人の登録事務 (略)</p> <p>①登録申請書の受理及び確認</p> <p>イ 登録の申請者</p> <p>法第2条第17項に規定する生命保険募集人（以下「募集人」という。）又は法第280条第1項第2号から第6号までに定める者が、法第277条に規定する登録の申請（以下「登録申請」という。）又は法第280条第1項各号に規定する登録事項の変更等の届出（以下「変更等届出」という。）を行なっているか。</p> <p>なお、募集人は、法第284条の規定により、<u>法第2条第20項</u>に規定する所属保険会社（以下「所属保険会社」という。）を代理人として登録申請又は変更等届出を行うことができる。（以下、代理人として、登録申請又は変更等届出（以下「申請等」という。）を行う所属保険会社を「代申会社」という。）</p> <p>また、所属保険会社が代理人として申請等を行う場合、募集人が2以上の所属保険会社を有する募集人（以下「乗合募集人」という。）の場合には、所属保険会社のうちの一つを代理人として行うことができるものとする。</p>	<p>(11) <u>規則</u>第53条の4に掲げる書面には、適正な保険募集を確保する観点から、以下の内容についての記載が含まれる必要がある。</p> <p>Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1 生命保険募集人の登録事務 (同左)</p> <p>①登録申請書の受理及び確認</p> <p>イ 登録の申請者</p> <p>法第2条第19項に規定する生命保険募集人（以下「募集人」という。）又は法第280条第1項第2号から第6号までに定める者が、法第277条に規定する登録の申請（以下「登録申請」という。）又は法第280条第1項各号に規定する登録事項の変更等の届出（以下「変更等届出」という。）を行なっているか。</p> <p>なお、募集人は、法第284条の規定により、<u>法第2条第24項</u>に規定する所属保険会社（以下「所属保険会社」という。）を代理人として登録申請又は変更等届出を行うことができる。（以下、代理人として、登録申請又は変更等届出（以下「申請等」という。）を行う所属保険会社を「代申会社」という。）</p> <p>また、所属保険会社が代理人として申請等を行う場合、募集人が2以上の所属保険会社を有する募集人（以下「乗合募集人」という。）の場合には、所属保険会社のうちの一つを代理人として行うことができるものとする。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>なお、募集人が保険会社の委託を受けた者（以下「代理店」という。）の使用者である場合は、当該募集人の申請等についても当該募集人が所属する代理店の申請等を行っている保険会社に行わせるものとする。</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 申請書類等の受理</p> <p>    a～b （略）</p> <p>    c 生命保険会社の役員若しくは使用者又は生命保険会社の委託を受けた者の役員若しくは使用者である募集人について、当該募集人の管理全般が、生命保険会社又は生命保険会社の委託を受けた者の一の事務所で一括して行なわれている場合は、当該一の事務所を当該募集人にとっての<u>令第47条第17項</u>に規定する「主たる事務所」とみなすことができるものとする。</p> <p>ニ 登録申請書の記載内容</p> <p>    a （略）</p> <p>    b 登録申請書（規則別紙様式第16号）の記載は、別紙1（様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ-2-1（1）参照）及び別紙2（様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ-2-1（1）参照）の記載事項に定めるところに沿ったものとなっているか。</p> <p>    c 所要の収入印紙の貼付の有無         （新設）</p> <p>    d （略）</p> <p>ホ 登録申請書の添付書類</p>	<p>なお、募集人が保険会社の委託を受けた者（以下「代理店」という。）の使用者である場合は、当該募集人の申請等についても当該募集人が所属する代理店の申請等を行っている保険会社に行わせるものとする。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>ハ 申請書類等の受理</p> <p>    a～b （同左）</p> <p>    c 生命保険会社の役員若しくは使用者又は生命保険会社の委託を受けた者の役員若しくは使用者である募集人について、当該募集人の管理全般が、生命保険会社又は生命保険会社の委託を受けた者の一の事務所で一括して行なわれている場合は、当該一の事務所を当該募集人にとっての<u>令第47条の3第1項</u>に規定する「主たる事務所」とみなすことができるものとする。</p> <p>ニ 登録申請書の記載内容</p> <p>    a （同左）</p> <p>    b 登録申請書（規則別紙様式第17号）の記載は、別紙1（様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ-2-1（1）参照）及び別紙2（様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ-2-1（1）参照）の記載事項に定めるところに沿ったものとなっているか。</p> <p>    c 所要の収入印紙の貼付の有無         ・「<u>内勤職員</u>」「<u>営業職員</u>」「<u>個人募集代理店使用者</u>」「<u>法人募集代理店使用者</u>」の場合、<u>令第39条の3</u>に規定する額の収入印紙が貼付されているか。         ・「<u>個人募集代理店</u>」「<u>法人募集代理店</u>」の場合、<u>登録免許税法</u>に規定する額の収入印紙が貼付されているか。</p> <p>    d （同左）</p> <p>ホ 登録申請書の添付書類</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 登録申請書の添付書類は、職種区分毎に次のとおりとする。</p> <p>i 内勤職員、営業職員、個人募集代理店、個人募集代理店使用人又は法人募集代理店使用人の場合</p> <p>(イ) 法第277条第2項第1号に規定する書面（規則別紙様式第17号）</p> <p>(ロ)～(ハ) (略)</p> <p>ii 法人募集代理店の場合</p> <p>(イ) 法第277条第2項第1号に規定する書面（規則別紙様式第17号）</p> <p>(ロ)～(ニ) (略)</p>	<p>(同左)</p> <p>a (同左)</p> <p>b 登録申請書の添付書類は、職種区分毎に次のとおりとする。</p> <p>i 内勤職員、営業職員、個人募集代理店、個人募集代理店使用人又は法人募集代理店使用人の場合</p> <p>(イ) 法第277条第2項第1号に規定する書面（規則別紙様式第17号の2）</p> <p>(ロ)～(ハ) (略)</p> <p>ii 法人募集代理店の場合</p> <p>(イ) 法第277条第2項第1号に規定する書面（規則別紙様式第17号の2）</p> <p>(ロ)～(ニ) (同左)</p>
<p>Ⅲ－２－２ 損害保険代理店の登録事務</p> <p>(略)</p> <p>①登録申請書等の受理及び確認</p> <p>イ 登録の申請又は届出</p> <p>法第277条に規定する登録の申請（以下「登録の申請」という。）又は法第280条第1項及び法第302条による届出（以下この登録等手続において「届出」という。）は、法第2条第19項に規定する損害保険代理店（以下「代理店」という。）又は法第280条第1項第2号から第6号までに定める者が行うこととする。</p> <p>なお、代理店は、法第284条の規定により法第2条第20項に規定する所属保険会社（以下「所属会社」という。）を代理人として登録の申請又</p>	<p>Ⅲ－２－２ 損害保険代理店の登録事務</p> <p>(同左)</p> <p>①登録申請書等の受理及び確認</p> <p>イ 登録の申請又は届出</p> <p>法第277条に規定する登録の申請（以下「登録の申請」という。）又は法第280条第1項及び法第302条による届出（以下この登録等手続において「届出」という。）は、法第2条第21項に規定する損害保険代理店（以下「代理店」という。）又は法第280条第1項第2号から第6号までに定める者が行うこととする。</p> <p>なお、代理店は、法第284条の規定により法第2条第24項に規定する所属保険会社（以下「所属会社」という。）を代理人として登録の申請又</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>は届出を行うことができる。</p> <p>また、所属会社が代理人として申請等を行う場合、募集人が2以上の所属会社を有する代理店（以下「乗合代理店」という。）の場合には、所属会社のうちの1つを代理人として行わせるものとする。</p> <p>ロ～ハ （略）</p> <p>二 登録申請書の審査基準等</p> <p>a （略）</p> <p>b 登録申請書（規則別紙様式第16号）の記載は、別紙1（様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ－2－2①参照）及び別紙2（様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ－2－2①参照）の記載事項に定めるところに沿ったものとなっているか。</p> <p>また、法人代理店で代表者が複数いる場合は、筆頭者以外の代表者については、別紙様式66「代表者又は管理人(別表)」(以下「代表者別表」という。)に記載されたものが、登録申請書に添付されているか。</p> <p>c 所要の収入印紙の貼付の有無 (新設)</p> <p>d～f （略）</p> <p>ホ 登録申請書の添付書類 (略)</p> <p>a （略）</p> <p>b 登録申請書の添付書類は、代理店毎に次のとおりとする。</p> <p>i 個人代理店の場合 (イ) 法第277条第2項第1号に規定する書面（規則別紙様式第17号） (ロ)～(ハ) （略）</p> <p>ii 法人代理店の場合</p>	<p>は届出を行うことができる。</p> <p>また、所属会社が代理人として申請等を行う場合、募集人が2以上の所属会社を有する代理店（以下「乗合代理店」という。）の場合には、所属会社のうちの1つを代理人として行わせるものとする。</p> <p>ロ～ハ （同左）</p> <p>二 登録申請書の審査基準等</p> <p>a （同左）</p> <p>b 登録申請書（規則別紙様式第17号）の記載は、別紙1（様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ－2－2①参照）及び別紙2（様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ－2－2①参照）の記載事項に定めるところに沿ったものとなっているか。</p> <p>また、法人代理店で代表者が複数いる場合は、筆頭者以外の代表者については、別紙様式66「代表者又は管理人(別表)」(以下「代表者別表」という。)に記載されたものが、登録申請書に添付されているか。</p> <p>c 所要の収入印紙の貼付の有無 <u>登録免許税法に規定する額の収入印紙が貼付されているか。</u></p> <p>d～f （同左）</p> <p>ホ 登録申請書の添付書類 (同左)</p> <p>a （同左）</p> <p>b 登録申請書の添付書類は、代理店毎に次のとおりとする。</p> <p>i 個人代理店の場合 (イ) 法第277条第2項第1号に規定する書面（規則別紙様式第17号の2） (ロ)～(ハ) （同左）</p> <p>ii 法人代理店の場合</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(イ) 法第277条第2項第1号に規定する書面（規則別紙様式第17号）            (ロ)～(ニ)（略）            c～f（略）</p> <p>Ⅲ－2－1 1 保険相互会社における社員配当規制の適用免除            法第58条第5項に基づく社員配当規制の適用免除の認可申請に関し、申請会社が経営環境の変化に対応するため資本基盤の充実に努める必要があると認められるときは、同条第4項が規定する「その決算の状況に照らしてやむを得ない事情がある場合」に該当するため、認可するものとする。</p> <p>Ⅲ－2－1 2 責任準備金対応債券            規則第59条に規定する別紙様式第12号及び第12号の2（第11有価証券等に関する書面）又は規則第143条に規定する別紙様式第15号及び第15号の2（第7有価証券等に関する書面）に掲げる責任準備金対応債券は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』（平成12年11月16日）に従ったものであるか。</p> <p>Ⅲ－2－1 4 産業活力再生特別措置法に関する金融機関の留意事項</p> <p>Ⅲ－2－1 4－3 産活法第3条第6項第1号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）二. ロ. の事業再構築の認定</p>	<p>(イ) 法第277条第2項第1号に規定する書面（規則別紙様式第17号の2）            (ロ)～(ニ)（同左）            c～f（同左）</p> <p>Ⅲ－2－1 1 保険相互会社における社員配当規制の適用免除            法第55条の2第5項に基づく社員配当規制の適用免除の認可申請に関し、申請会社が経営環境の変化に対応するため資本基盤の充実に努める必要があると認められるときは、同条第4項が規定する「その決算の状況に照らしてやむを得ない事情がある場合」に該当するため、認可するものとする。</p> <p>Ⅲ－2－1 2 責任準備金対応債券            規則第59条に規定する別紙様式第7号及び第7号の2（第13有価証券等に関する書面）又は規則第143条に規定する別紙様式第12号及び第12号の2（第6有価証券等に関する書面）に掲げる責任準備金対応債券は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』（平成12年11月16日）に従ったものであるか。</p> <p>Ⅲ－2－1 4 産業活力再生特別措置法に関する金融機関の留意事項</p> <p>Ⅲ－2－1 4－3 産活法第3条第6項第1号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）二. ロ. の事業再構築の認定</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>の基準</p> <p>(1) 生命保険会社</p> <p>① 基本指針二. 口. 1. ①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率<math>\geq 2</math>」は、例えば、相互会社においては、<u>当期剰余の額を資本の部の合計額で除したものを百分率で表した値</u>が2以上上昇する場合、株式会社においては、<u>自己資本当期利益率（当期利益の額を自己資本の額で除したものを百分率で表した値）</u>が2以上上昇する場合をいう。</p> <p>②～③ （略）</p> <p>(2) 損害保険会社</p> <p>① 基本指針二. 口. 1. ①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率<math>\geq 2</math>」は、例えば、<u>自己資本当期利益率（当期利益の額を自己資本の額で除したものを百分率で表した値）</u>が2以上上昇する場合をいう。</p> <p>Ⅲ－2－16 基金の再募集</p> <p>基金の償却に関する事項に係る定款変更認可（法第126条第2号）及び基金の総額の増額の届出（法第127条第4号）、定款変更の届出（同条第5号）の受理に当たっては、以下の点に留意する。また、基金の増額に関する総代会決議から一定期間経過後に決議において決めた時期（複数の時期を定めることを含む。）に基金募集を行う場合、当該基金の募集が社員の権利保護の観点等、法の趣旨を踏まえたものであるかどうか、特に留意する。なお、保険相互会社の取締役には、基金募集の業務を行う者として、基金拠出契約の締結等に当たり、会社に対する善管注意義務・忠実義務、損害賠償責任等に関する保険業法又は商法の規定の適用又は準用があることにも留意する。</p>	<p>の基準</p> <p>(1) 生命保険会社</p> <p>① 基本指針二. 口. 1. ①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率<math>\geq 2</math>」は、例えば、相互会社においては、<u>当期純剰余の額を純資産の部の合計額で除したものを百分率で表した値</u>が2以上上昇する場合、株式会社においては、<u>自己資本当期純利益率（当期純利益の額を自己資本の額で除したものを百分率で表した値）</u>が2以上上昇する場合をいう。</p> <p>②～③ （同左）</p> <p>(2) 損害保険会社</p> <p>① 基本指針二. 口. 1. ①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率<math>\geq 2</math>」は、例えば、<u>自己資本当期純利益率（当期純利益の額を自己資本の額で除したものを百分率で表した値）</u>が2以上上昇する場合をいう。</p> <p>Ⅲ－2－16 基金の再募集</p> <p>基金の償却に関する事項に係る定款変更認可（法第126条第2号）及び基金の総額の増額の届出（法第127条第4号）、定款変更の届出（同条第5号）の受理に当たっては、以下の点に留意する。また、基金の増額に関する総代会決議から一定期間経過後に決議において決めた時期（複数の時期を定めることを含む。）に基金募集を行う場合、当該基金の募集が社員の権利保護の観点等、法の趣旨を踏まえたものであるかどうか、特に留意する。なお、保険相互会社の取締役には、基金募集の業務を行う者として、基金拠出契約の締結等に当たり、会社に対する善管注意義務・忠実義務、損害賠償責任等に関する保険業法又は会社法の規定の適用又は準用があることにも留意する。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－２－１７ 説明書類の作成・縦覧等</p> <p>Ⅲ－２－１７－２ 記載項目についての留意事項</p> <p>(1) 一般的な留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各記載項目については、本監督指針に定めるもののほか、企業内容等の開示に関する内閣府令、連結財務諸表規則等も参考として、適切かつわかりやすい表示がなされているか。</li> <li>・ 各記載項目について自社において該当がない場合、注釈が必要な場合等には、その旨適切な表示がなされているか。</li> </ul> <p>(注) 連結して記載する説明書類の記載事項のうち、平成９年度以前に係るものについて、当該保険会社が連結財務諸表を作成していない場合には、その旨を記載することに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>施行規則</u>に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、何ら差し支えないことに留意する。</li> </ul> <p>Ⅲ－２－１９ ソルベンシー・マージン比率の計算</p> <p>Ⅲ－２－１９－４ ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 告示第１条第３項第５号における「これに準ずるものの額」とは、基金の償却に充てることを目的として資本の部に計上される任意積立金の額（その決算期に積み立てる額を含む。）を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>Ⅲ－２－１７ 説明書類の作成・縦覧等</p> <p>Ⅲ－２－１７－２ 記載項目についての留意事項</p> <p>(1) 一般的な留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (同左)</li> <li>・ (同左)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>規則</u>に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、何ら差し支えないことに留意する。</li> </ul> <p>Ⅲ－２－１９ ソルベンシー・マージン比率の計算</p> <p>Ⅲ－２－１９－４ ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 告示第１条第３項第５号における「これに準ずるものの額」とは、基金の償却に充てることを目的として純資産の部に計上される任意積立金の額（その決算期に積み立てる額を含む。）を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p>(4) (同左)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>V 保険仲立人関係</p> <p>V-2-5 保証金に充てることができる有価証券の種類等 (略)</p> <p>(1) 規則第226条第1項第4号の規定により管轄財務局長等が承認することができる<u>社債</u>その他の債券は、例えば、次に掲げるものとする。</p> <p>イ <u>鉄道債券</u></p> <p>ロ <u>電信電話債券</u></p> <p>ハ 道路債券</p> <p>ニ 首都高速道路債券</p> <p>ホ 住宅・都市整備債券</p> <p>ヘ 阪神高速道路債券</p> <p>ト 水資源開発債券</p> <p>チ 鉄道建設債券</p> <p>リ <u>船舶整備債券</u></p> <p>ヌ 中小企業総合事業団債券</p> <p>ル 新東京国際空港債券</p> <p>ヲ 本州四国連絡橋債券</p> <p>ワ 公営企業債券</p> <p>カ 北海道東北開発債券</p> <p>ヨ 中小企業債券</p> <p>タ 地域振興整備債券</p> <p>レ 石油債券</p> <p>ソ 雇用促進債券</p> <p>ツ 空港周辺整備債券</p> <p>ネ 住宅金融公庫債券</p>	<p>V 保険仲立人関係</p> <p>V-2-5 保証金に充てることができる有価証券の種類等 (略)</p> <p>(1) 規則第226条第1項第4号の規定により管轄財務局長等が承認することができる<u>社債券</u>その他の債券は、例えば、次に掲げるものとする。</p> <p>イ <u>国民生活債券</u></p> <p>ロ <u>日本政策投資銀行債券</u></p> <p>ハ 道路債券</p> <p>ニ 首都高速道路債券</p> <p>ホ 住宅・都市整備債券</p> <p>ヘ 阪神高速道路債券</p> <p>ト 水資源開発債券</p> <p>チ 鉄道建設債券</p> <p>リ <u>緑資源債券</u></p> <p>ヌ 中小企業総合事業団債券</p> <p>ル 新東京国際空港債券</p> <p>ヲ 本州四国連絡橋債券</p> <p>ワ 公営企業債券</p> <p>カ 北海道東北開発債券</p> <p>ヨ 中小企業債券</p> <p>タ 地域振興整備債券</p> <p>レ 石油債券</p> <p>ソ 雇用促進債券</p> <p>ツ 空港周辺整備債券</p> <p>ネ 住宅金融公庫債券</p>



保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ナ 電源開発債券  ラ 関西国際空港債券  ム 東京交通債券  ウ 放送債券  <del>キ 興業債券</del>  ノ 新生銀行債券  オ あおぞら債券  ク <u>東京三菱銀行債券</u>  ヤ 商工債券  マ 農林債券  ケ <u>しんきん中金債券</u>  フ 上記に掲げるもののほか、<u>担保付社債信託法</u>（明治38年法律第52号）による<u>担保付社債券</u>、法令により優先弁済を受ける権利の保証されている社債券及び<u>商法</u>（明治32年法律第48号）に基づき発行される無担保の社債券で国内において募集（証券取引法（昭和23年法律第25号）第4条第1項本文の規定による募集）されるもの（自己の社債券及び商法による整理開始の命令を受け、整理終結の決定の確定がない会社、同法による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成16年法律第75号）により破産の宣告を受け、破産終結の決定又は破産廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定を受け、再生計画認可の決定の確定がない会社及び会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定又は更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）  (2) 上記(1)の社債その他の債券を保証金に充てる場合の当該社債その他の債券の価額は額面金額100円につき<u>85円</u>として計算した額とする。</p>	<p>ナ 電源開発債券  ラ 関西国際空港債券  ム 東京交通債券  ウ 放送債券  キ <u>長期信用銀行法により発行される長期信用銀行債の社債券</u>  ノ <u>預金保険機構債の債券</u>  オ <u>商工債の債券</u>  ク <u>農林債の債券</u>  ヤ <u>信用金庫法により発行される全国連合会債の債券</u>  マ 上記に掲げるもののほか、<u>担保付社債信託法</u>（明治38年法律第52号）による<u>担保付社債券</u>、法令により優先弁済を受ける権利の保証されている社債券及び<u>会社法</u>に基づき発行される無担保の社債券で国内において募集（証券取引法（昭和23年法律第25号）第4条第1項本文の規定による募集）されるもの（自己の社債券並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）による整理開始の命令を受け、整理終結の決定の確定がない会社、<u>会社法</u>による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成16年法律第75号）により破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定又は破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定を受け、<u>再生手続終結の決定</u>又は再生手続廃止の決定の確定がない会社及び会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定又は更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）  (2) 上記(1)の<u>社債券</u>その他の債券を保証金に充てる場合の当該社債券その他の債券の価額は額面金額100円につき<u>80円</u>として計算した額とす</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>V-4 他の募集人等との関係</p> <p>保険仲立人と生命保険募集人又は損害保険募集人等との兼営等禁止（法第2条第21項、法第275条第3号、法第279条第1項第7号、同条同項第10号及び第11号、並びに法第289条第1項第7号又は第9号）及び保険仲立人の誠実義務（法第299条）の趣旨に照らし、保険仲立人の適切な業務運営を確保するため、次に掲げる事項に特に留意するものとする。</p> <p>V-4-3 保険会社との関係</p> <p>保険仲立人は、法第2条第21項ならびに第299条により、保険会社から独立した立場で保険契約の締結の媒介を行うことが求められていることから、保険会社との関係においては、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>V-6 事業報告書 （略）</p> <p>(1) 施行規則別紙第26号</p> <p>①第1面</p> <p>イ 「1. 業務開始年月日」欄は、法第291条第5項に規定する金融庁長官への届出を行った日を記載する。</p> <p>ロ 「3. 株主総会等の決議事項の要旨」欄は、当該事業年度に係る株主総会等の開催日並びに決議事項の要旨を記載する。</p> <p>ハ 「4. 役員及び使用人の状況」欄は、期末の状況を記載する。</p>	<p>る。</p> <p>V-4 他の募集人等との関係</p> <p>保険仲立人と生命保険募集人又は損害保険募集人等との兼営等禁止（法第2条第25項、法第275条第3号、法第279条第1項第7号、同条同項第10号及び第11号、並びに法第289条第1項第7号又は第9号）及び保険仲立人の誠実義務（法第299条）の趣旨に照らし、保険仲立人の適切な業務運営を確保するため、次に掲げる事項に特に留意するものとする。</p> <p>V-4-3 保険会社との関係</p> <p>保険仲立人は、法第2条第25項ならびに第299条により、保険会社から独立した立場で保険契約の締結の媒介を行うことが求められていることから、保険会社との関係においては、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>V-6 事業報告書 （同左）</p> <p>(1) 規則別紙第26号</p> <p>①第1面</p> <p>イ 「1. 業務開始年月日」欄は、法第291条第5項に規定する金融庁長官への届出を行った日を記載する。</p> <p>ロ 「3. 株主総会等の決議事項の要旨」欄は、当該事業年度に係る株主総会等の開催日並びに決議事項の要旨を記載する。</p> <p>ハ 「4. 役員及び使用人の状況」欄は、期末の状況を記載する。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>② 第2面</p> <p>イ 「5. 事務所の状況」欄は、保険募集に係る事務所につき、期末の状況を記載する。</p> <p>(新設)</p> <p>ロ 「6. 保険募集業務の状況」欄は、当該事業年度に媒介、成約した保険契約の累計数値を記載する。外貨の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算する。</p> <p>③ 第3面</p> <p>「7. 取扱保険契約の内訳」欄は、当該事業年度に媒介、成約した保険契約の累計数値を記載する。外貨の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算する。</p> <p>④ 第4面</p> <p>「11. その他」欄には、次の事項を記載する。</p> <p>イ 当該事業年度中に法第307条第1項各号に掲げる事由のいずれにも該当する事実が一切なかったことを誓約する旨を記載する。</p> <p>ロ 翌年度保証金を積み増す必要がある場合は、その旨を記載する。</p> <p>ハ V-5-5に規定する特定契約がある場合は、特定契約比率（その算出根拠を含む。）を記載する。</p> <p>⑤ 第5面から第8面</p> <p>イ 「II 経理の状況」欄は、当該事業年度に係る株主総会等で承認された内容を記載する。</p> <p>ロ 外貨分がある場合は、邦貨換算時の外国為替レートを欄外に記載する。</p>	<p>(削除)</p> <p>三 「5. 事務所の状況」欄は、保険募集に係る事務所につき、期末の状況を記載する。</p> <p>② 第2面から第3面</p> <p>イ 「6. 保険募集業務の状況」欄は、当該事業年度に媒介、成約した保険契約の累計数値を記載する。外貨の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算する。</p> <p>(削除)</p> <p>ロ 「7. 取扱保険契約の内訳」欄は、当該事業年度に媒介、成約した保険契約の累計数値を記載する。外貨の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算する。</p> <p>③ 第4面</p> <p>「11. その他」欄には、次の事項を記載する。</p> <p>イ 当該事業年度中に法第307条第1項各号に掲げる事由のいずれにも該当する事実が一切なかったことを誓約する旨を記載する。</p> <p>ロ 翌年度保証金を積み増す必要がある場合は、その旨を記載する。</p> <p>ハ V-5-5に規定する特定契約がある場合は、特定契約比率（その算出根拠を含む。）を記載する。</p> <p>④ 第5面から第7面</p> <p>イ (同左)</p> <p>。</p> <p>ロ (同左)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(2) <u>施行規則別紙様式第27号</u></p> <p>① <u>第1面</u>  <u>上記(1)の①に準じて取り扱う。</u></p> <p>② <u>第2面</u>  <u>上記(1)の②に準じて取り扱う。</u></p> <p>③ <u>第3面</u>  <u>上記(1)の③に準じて取り扱う。</u></p> <p>④ <u>第4面</u>  <u>上記(1)の④に準じて取り扱う。</u></p> <p>⑤ <u>第5面から第6面</u>  <u>上記(1)の⑤のロに準じて取り扱う。</u></p>	<p>(2) <u>規則別紙様式第27号</u>  <u>上記(1)に準じて取り扱う。</u></p>